

添付資料5－2－9 廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準

1. 廃棄物収集に係る要求水準

- (1) 各階のごみ集積場及び共用部分でごみ収集の対象となる室等に、適切に分別収集できるよう、ごみ容器を設置するとともに、廃棄物を収集してごみ置室に集積すること。なお、ごみ容器内には収集用のビニール袋を敷き込み、ごみ容器の衛生環境を確保すること。
- (2) 喫煙室に、吸い殻入れを設置するとともに、廃棄している吸い殻等を収集してごみ置室に集積すること。
- (3) 収集・集積したごみをごみ処理室に運搬・集積すること。

2. 廃棄物管理に係る要求水準

- (1) 事業系一般廃棄物
 - ① ごみ置室に集積している廃棄物が蓄積しないよう管理を行うこと。
 - ② ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ置室の衛生環境を確保すること。
 - ③ 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、適正に管理を行うこと。
 - ④ 集積量がごみ置室の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに振興会に報告すること。
- (2) 資源化可能な古紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック等）
 - ① 資源化可能な古紙類とその他可燃ごみと分別し、集積している資源化可能な古紙類が散乱しないよう管理を行うこと。
 - ② 資源化可能な古紙類の集積量が収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに振興会に報告すること。
- (3) 産業廃棄物
 - ① ごみ置室に集積している廃棄物が蓄積しないよう管理を行うこと。
 - ② ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ置室の衛生環境を確保すること。
 - ③ 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、適正に管理を行うこと。
 - ④ 集積量がごみ置室の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに振興会に報告すること。

3. 害虫防除に係る要求水準

- (1) ねずみ、害虫等の発生の調査及び防除を行い、衛生的な環境を維持すること。
- (2) 【添付資料5－2－1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」第5章による。

4. 業務上の留意事項

(1) 事業者が占有して使用する部分については、本業務の対象外とする。事業者は自らの負担により、飲食・物販サービス提供業務の一部として、業務を実施し、適切な衛生環境を確保する。